

琉球大学学術リポジトリ

自筆証書遺言の要件について

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部・琉球大学大学院法務研究科 公開日: 2018-11-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 比嘉, 正 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/42930

自筆証書遺言の要件について

比 嘉 正

—目次—

1. 問題の所在
2. 自筆証書遺言の要件
 - (1) 押印に関する判例
 - (2) 押印に関する学説
3. 花押に関する判例・学説
 - (1) 花押に関する判例
 - (2) 花押に関する学説
4. 若干の考察

1. 問題の所在

自筆証書によって遺言をするためには、遺言者がその全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない（民法968条1項）。自筆証書遺言をはじめ遺言について厳格な要件が定められているのは、遺言の効力が生じるときには遺言者が生存しないので、遺言者が作成したものであるかどうかを担保し、また、遺言者の真意を確保し、偽造・変造を防止するためである、と一般に解されている⁽¹⁾。

自筆証書遺言の要件のうち、全文とは、遺言書の実質的内容である遺言事項を書き表した部分（本文）であり、自書とは、遺言者が自らの手で筆記することである。民法が全文の自書を求めたのは、遺言が遺言者の真意によるものであることを明確にするためである⁽²⁾。具体的には、パソコンやタイプライターによって作成されたものは、自筆の要件を欠くが、失明者が病気その他の理由により運筆について他人の添え手による補助を受けて自筆証書遺言を作成した場合には、遺言者が証書作成時に自書能力を有し、他人の添え手が単に始筆若

しくは改行にあたり若しくは字の間配りや行間を整えるため遺言者の手を用紙の正しい位置に導くにとどまるか、又は遺言者の手の動きが遺言者の望みにまかされており、遺言者は添え手をした他人から単に筆記を容易にするための支え借りをしただけであり、かつ、添え手をした他人の意思が介入した形跡のないことが、筆跡のうえで判定できる場合には、「自書」の要件を充たす、として運筆による自筆証書遺言も一定の要件のもとで有効になる場合があるとする（最判昭和62年10月8日民集41巻7号1471頁）。

また、カーボン紙を用いて作成された遺言も、カーボン紙を用いることも自書の方法として許されないものではないから、当該遺言書は、民法968条1項の自書の要件に欠けるところはない、として有効であるとする（最判平成5年10月19日家裁月報46巻4号27頁）⁽³⁾。

つぎに、日付については、民法が日付の記載を求めるのは、遺言者は遺言の当時遺言能力を有していなければならず（民法961条、963条）、日付は遺言能力の有無を確定する基準になるからであり、抵触する内容の遺言書が複数存在する場合には、最後の遺言書が有効な遺言と認められるが（民法1023条）、日付はその先後を決定するための基準となるからである、と解されている⁽⁴⁾。

本来、日付は年・月・日で示されるべきであるが、日の記載が欠けている遺言書について判例は、無効とする（大決大正5年6月1日民録22号1127頁、最判昭和54年5月31日民集33巻4号445頁）。しかし、年については、西暦や元号で記される場合が一般的であるが、判例は、それが欠けている場合でも有効とする（大判大正4年7月3日民録21号1176頁、福岡高判昭和27年2月27日高民集5巻2号70頁）。

さらに、昭和を正和と書いた場合のように元号の当て字については、遺言がなされた日が特定されれば、要式性に欠けるところはない、として有効とする（大阪高判昭和60年12月11日）。

そして、日付の記載場所については、通常、本文の下に記載されるが、封筒の裏面に記載されていても有効とする（前掲福岡高判昭和27年2月27日）。

さらに、押印については、民法が押印を求めるのは、押印も氏名と同様、遺言者が誰であるのかを明らかにし、遺言が遺言者の意思によるものであることを明らかにするためである、とされる⁽⁵⁾。押印は、通常、署名と併せてなされ

るが、遺言書に署名はあるが、署名の下に押印はなく、その書面の入った封じられた封筒の裏面に署名と押印があった場合について、これを有効とした判決があり（静岡地浜松支部判昭和25年4月27日判例時報40号24頁）、また、遺言書に自署はあるが押印はなく、遺言書を入れた封筒の封じ目左右に押印してある自筆証書遺言について、有効としたものもある（最判平成6年6月24日家裁月報47巻3号60頁）。

このように、判例は、押印の場所については、遺言書本文に氏名を自署し、その下に押印するという我が国の慣習にとらわれることなく、封筒の裏に押されていても有効とする。

また、押印は遺言者自身の手によってなされる必要はなく、たとえば、病床にある者の依頼で他人がその面前で押印した場合にも有効とする（大判昭和6年7月10日民集10号736頁）。

そして、印鑑の種類についても、実印である必要はなく、三文判や拇印でも有効であるとするが、その理由は、自筆証書遺言に押印を必要とするのは、遺言者の同一性および真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにある、とする（最判平成1年2月16日民集43巻2号45頁）。

ところが、いわゆる花押については、押印の要件を欠くとしてその効力を否定する。その理由は、本来、押印として記された花押については、我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させる慣行ないし法意識が存在しない、というところにある（最判平成28年6月3日民集70巻5号1263頁）。

しかし、花押は現在においても押印として用いられることもあり、また、筆者の同一性を確認する上では、認印などより遥かに個性的であり、強いて無効視する必要はない、という説もある⁽⁶⁾。

そこで本稿においては、自筆証書遺言の要件のうち、押印とりわけ花押の効力について、判例を基に他の押印の種類と対比しながら検討することとする。

2. 自筆証書遺言の要件

(1) 押印に関する判例

ア. 押印の場所に関する判例1

i) 遺言内容が記載された書面の文面上には遺言者の署名のみがあり押印を欠くものの、二枚からなる書面の一枚目と二枚目にまたがり遺言者の契印がされている遺言が、自筆証書遺言として有効とされた事例がある(東京地判平成28年3月25日判例時報2315号93頁、判例タイムズ1431号214頁=①判決)。

事案はこうである。A(遺言者)の孫X(Y2の娘)は、遺言者の法定相続人であるYら(Aの実子=Y1はAの長男、Y2はAの長女である)に対し、家庭裁判所において検認されたAの自筆証書遺言(ステープラーで留められた二枚の書面と封筒からなり、相続人であるY1の遺留分を侵害して原告に対し遺贈する内容である。)が有効であることの確認を求めた。本件書面は、文言上、日付と遺言者の署名はあるものの押印を欠いていたが、一枚目の裏面と二枚目の表面にまたがり遺言者の実印が押捺(契印)されていた。また、本件書面は無地の本件封筒に入れられ、その綴じ目には「ム」の文字と共に遺言者の実印と矛盾しない印が押捺されていたが、家庭裁判所による検認時には封がされていない状態であった。

Aは、少なくとも本件別紙遺産目録記載の土地・建物を所有していたが、Y1がY2に対しAの遺産分割調停を申し立てたところ、Y2は、本件遺言が有効であるとして、上記調停に原告の当事者参加を申し出た。調停においては、本件遺言の有効性については、本件訴訟の判断を仰ぐべきとの意向が示された。

そこでXが訴えを提起し、本件遺言書には、Aの署名下の押印はないものの、1ページ目と2ページ目との間にAの実印により契印がされ、本件遺言書が封入されていた封筒の綴じ口にもAの実印により本件封筒がされており、民法968条1項の趣旨を損なうものではないから、民法968条1項の要件を満たしている、と主張した。

これに対してYらは、本件遺言書には、Aの署名下に押印がないため、自筆証書遺言としての要件を欠き、無効であると主張した。

本件においては、本件遺言書が民法968条1項にいう押印の要件を満たしているかどうか争点となったが、裁判所は次のように判示してXの訴えを認容した。なお、本件は控訴されたが、その後控訴取下げとなった。

東京地裁は、「拡大コピーによれば、本件契印の印影がAの実印の印影と同一であることが明らかに認められるから、本件契印は、Aの実印により押捺されたものと認められる。

一般に契印が押印されるのは、複数枚の書類を記入し終えた段階において、書類を綴じ合わせるのと同時に行われるものと認められるところ、本件遺言書において、上記のような通常の例と異なる取扱いがされたことをうかがわせる事情はないから、本件契印は、Aが、本件遺言書を自書し終えた段階において、自ら押捺したものと認めるのが相当である。

Y1は、本件遺言書が封緘されていなかったことを指摘して、後日に第三者によって本件契印が押捺された可能性があると主張するが、本件遺言書を有効たらしめようとする者であれば、直ちにAの署名下に押印して自筆証書遺言の要件を直接充足させれば良いのであって、あえて契印をすべき理由はないと考えられるから、Y1の主張は採用できない。

また、本件封筒が封緘されていなかったことを踏まえると、本件遺言書がその作成当時から本件封筒に封入されていたものと認めるには疑いが残る（原告は、Aが原告の目前で本件遺言書を本件封筒に封入し封印したと主張するが、当該主張に沿う客観的証拠はない。）から、本件遺言書と本件封筒が一体のものであるとは認められず、本件封印をもって、本件遺言書の押印を代替し得るものであると認めることはできない。

加えて、本件封印の印影が不鮮明であり、Aの実印によるものであるとまでは認められないことに照らすと、やはりこれをもって本件遺言書の押印を代替し得るものであると認めることはできない。

上記を前提に、本件遺言書が自筆証書遺言として有効なものと認められるか判断する。民法968条1項が自筆証書遺言の方式として自書のほかに押印を要するとした趣旨は、遺言全文の自書と相まって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名しその下に押印することで文書の作成を完結させるという、我が国の慣行ない

し法意識に照らして、文書の完成を担保するところにあるから、この趣旨を損なわない限り、押印の位置は必ずしも署名下であることを要しないと解される（最高裁判所平成6年6月24日第二小法廷判決・民集172号733頁）。

その上で検討すると、まず、Aは、本件遺言書を作成するにあたり、その全文を自書するとともに、最後に日付の記入及び署名を行い、その上で一枚目と二枚目にまたがる形で本件契印を押捺したものと認められる。

ところで、我が国一般の慣習に照らすに、複数枚の文書が作成される際に、必ず契印が押捺されるものとは認められないのであって、契印が押捺されるのは、契約書や遺言書などの重要な書類を作成する場合において、その一体性を確保し、後日の差し替え等を防止するためにあえて行われるものと認められる。

そうすると、Aが本件遺言書の作成にあたり、最後に二枚の用紙を綴じ合わせて本件契印を押捺したことは、Aが、本件遺言書の重要性を認識した上で、あえて契印をしたものと考えられるから、これによりAが本件遺言書を完成させたという事実を十分に示しているといえることができる。

以上によれば、本件契印は、第一義的には本件遺言書の一枚目と二枚目の一体性を確保する意義を有するものであるが、これは同時に本件遺言書が完成したことを明らかにする意義も有しているといえるから、本件契印は、民法が自筆証書遺言の方式として遺言書に押印を要求する趣旨を損なうものではないと解するのが相当である。

したがって、本件遺言書は、民法所定の自筆証書遺言の方式を充足していると認められるから、有効であるというべきである。」と判示した。

イ. 押印の場所に関する判例 2

署名下以外の場所になされた押印が自筆証書遺言の要件を満たすか否かについて判断した事例があり、遺言書本文には遺言者の押印を欠いているが、遺言書本文の入れられた封筒の封じ目に押印がなされている場合に、自筆証書遺言の押印の要件を満たす、とした事例がある。

一方、遺言書本文に遺言者の署名・押印はないが、検認時に既に開封されていた封筒に遺言者の署名・押印がある場合に押印の要件を否定したものがあつた。以下において各事件を紹介する。

①肯定判例

i) 遺言書本文には遺言者の押印を欠いているが、遺言書本文の入れられた封筒の封じ目に押印がなされている場合に、自筆証書遺言の押印の要件を満たすかどうか争われた事案である（最判平成6年6月24日民集172巻733頁＝②判決）⁽⁷⁾。

事案はこうである。Aが死亡し、Aの先妻の子Yら(被告、被控訴人、被上告人)が、家庭裁判所に対してAが作成した自筆証書遺言書の検認の申立てをし、家庭裁判所が検認の審判をしたところ、Aの後妻であるX(原告、控訴人、上告人)がYらに対して、Aが作成した自筆証書遺言には押印がないとしてその無効確認を求めて訴えを提起した。1審(前橋地裁)は、遺言書の同一性や真意性・完結性に問題はないとして、Xの請求を棄却した。2審(東京高裁判例タイムズ845号302頁)は、自筆証書遺言の方式として自書のほか押印が要求されるのは、遺言者の同一性および真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書を完成させる我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保するところにあると解されるから、押印を要する前記趣旨が損なわれない限り、押印も位置は必ずしも署名の名下であることを要しない、としてXの訴えを退けた。

これに対して最高裁判所は、「遺言書本文の入れられた封筒の封じ目にされた押印をもって民法968条1項の押印の要件に欠けるところはない。」として、押印の場所は、必ずしも遺言書本文になされている必要はなく、遺言書本文の入った封筒の封じ目であっても自筆証書遺言の要件を満たす、と判示してXの上告を棄却した。

②否定判例

i) 一方、遺言書本文に遺言者の署名・押印はないが、検認時に既に開封されていた封筒に遺言者の署名・押印がある場合の自筆証書遺言の効力が争われた事件がある（東京高判平成18年10月25日判例時報1955号41頁＝③判決）。

事案はこうである。遺言者とされる被相続人Aの妻Xは、A・X間の長男Yに対して、Aが作成したとされる自筆証書遺言の無効確認を求めた。一

審（東京地判平成18年2月24日）は、Xの請求を一部認容したが、その余の請求を棄却したのでXが控訴した。

これについて東京高裁は、「本件文書には遺言者とされる亡Aの署名及び押印がされておらず、本件文書自体をもって自筆証書遺言として有効なものとは認められない。

もっとも、本件封筒には、表に「遺言書」と記載され、裏面に亡Aの氏名が記載され、名下の印影が顕出されており、亡Aが本件封筒に署名して押印し、かつ、本件文書と本件封筒が一体のものとして作成されたと認めることができるのであれば、本件遺言は、亡Aの自筆証書遺言として有効なものとは認め得る余地がある。

この点につき、Yは、亡Aの四十九日法要の当日、B及びその他の亡Aの子ら（Bら）が来訪する前に金庫を開けて糊付けされた本件封筒を発見し、糊付けをはがして開封し、本件封筒の中に入っていた本件文書をBらに見せた旨の陳述記載が存する。

しかしながら、一方、平成14年5月13日(本件文書の作成日付)の数か月前から平成16年5月13日(亡A死亡時)までの間、Yのみが亡Aと同居しており、Yは、亡Aの四十九日法要の当日(同年7月3日ころ)、Bらに対し、自宅の金庫の中から発見したとして、本件文書のコピーのみを示し、求められながら原本を示すこともなく、本件封筒の原本及びコピーのいずれをも示さず、本件文書を発見した時期についても告げず、Yは、東京家庭裁判所における検認の際、Bらに対し、本件文書及び本件封筒の各原本を初めて示し、本件文書の封入された本件封筒を上記法要の当日に発見したと初めて告げたのであり、これらの事実に加え、上記検認の当時、本件封筒は既に開封されていたこと(前記前提事実)をも考慮すると、Yの上記陳述記載は採用の限りではなく、他に、本件文書と本件封筒が一体のものとして作成されたことを認めるに足りる証拠はない。

以上のとおり、本件文書と本件封筒が一体のものとして作成されたと認めることができない以上、亡Aが本件封筒の裏面に署名し、その意思に基づいて押印したかどうかを問うまでもなく、本件文書には亡Aの署名及び押印のいずれをも欠いており、本件遺言は、民法968条1項所定の方式を欠くも

のとして無効である。」として、Xの請求を認容した。

ウ. 押印の種類に関する判例

①サイン

外国人が日本に帰化して、その者が自筆証書遺言を作成した場合に、遺言者の生活様式等の事情を考慮して、日常生活で印章を用いないライフスタイルを採っている等の事情があり、押印の代わりにサインを用いて自筆証書遺言を作成した場合に、その遺言が例外的に自筆証書遺言の要件を満たすかどうか争われた事案である（最判昭和49年12月24日民集28巻10号2151頁＝④判決）。

事案はこうである。日本に帰化した白系ロシア人亡Aがした自筆証書遺言の遺言執行者である被上告人らが、Aの共同相続人で本件遺言の無効を主張する上告人らに対し、本件遺言が真正に成立されたこと等の確認を求めた。

これに対して最高裁判所は、「英文の自筆証書遺言書に遺言者の署名が存するが押印を欠く場合において、同人が遺言書作成の約1年9ヶ月前に日本に帰化した白系ロシア人であり、約40年間日本に居住していたが、主としてロシア語又は英語を使用し、日本語はかたことを話すにすぎず、交際相手は少数の日本人を除いてヨーロッパ人に限られ、日常の生活もまたヨーロッパの様式に従い、印章を使用するのは官庁に提出する書類等特に先方から押印を要求されるものに限られていた等の原判示の事情があるときは、当該遺言書は有効と解すべきである。」として、外国人が日本に帰化して、その者が自筆証書遺言を作成した場合には、遺言者の生活様式等の事情を考慮して、日常生活で印章を用いないライフスタイルを採っている等の事情があれば、押印の代わりにサインを用いて自筆証書遺言を作成しても、例外的に自筆証書遺言の要件を満たす場合がある旨判示した⁽⁸⁾。

②拇印

自筆証書遺言の押印として拇印が使われた場合の遺言の効力について判例は、これを肯定するが、以下においては、判例がいかなる理由で肯定するのかをみることにする。

i) まず、遺言者がその全文、日付、氏名を自書し、署名下に拇印を押印した場合に自筆証書遺言の要件を満たすかどうか争われた事例がある（最

判平成1年2月16日、判例時報1306号3頁＝⑤判決)。

事案はこうである。昭和56年12月27日に死亡したX、Y1らの母Aは、生前に財産を全部同居していた五女Y1にあげるとの遺言証書を作成していた。上記遺言証書は、Aがその全文、作成日付、氏名を自書した上、署名の下に拇印を押印してあった。

Aの二男Xは、Y1その他の相続人らに対し、「本件遺言証書作成当時Aには意思能力がなく、本件遺言証書は偽造である。そうでないとしても、拇印しか押されていないから無効である」等と主張して訴えを提起した。

1・2審とも「本件遺言証書は、Aが作成し、拇印を押捺したものである。民法968条1項が自書の外に押印を要するとしたのは、押印によって、遺言者自身の意思に基づくことを担保するためであり、この趣旨に照らすと、押印は拇印でも差し支えない」と判断してXの請求を棄却したので、Xが上告した。

最高裁判所は、「自筆証書によって遺言するには、遺言者が遺言の全文、日付及び氏名を自書した上、押印することを要するが(民法968条1項)、右にいう押印としては、遺言者が印章に代えて拇指その他の指頭に墨(朱肉等をつけて押捺することをもって足りるものと解するのが相当である。けだし、同条項が自筆証書遺言の方式として自書のほか押印を要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解されるところ、右押印についても指印をもって足りると解したとしても、遺言者が遺言の全文、日付、氏名を自書する自筆証書遺言において遺言者の真意の確保に欠けるとはいえないし、いわゆる実印による押印が要件とされていない文書については、通常、文書作成者の指印があれば印章による押印があるのと同等の意義を認めている我が国の慣行ないし法意識に照らすと、文書の完成を担保する機能においても欠けるところがないばかりでなく、必要以上に遺言の方式を厳格に解するときは、かえって遺言者の真意の実を阻害するおそれがあるものというべきだからである。」として、Xの上告を棄却した。

(2) 小括

以上のように判例は、押印の場所については、特に署名の名下に限定せず、複数枚に跨る本文の契印や本文の入った封筒の封じ目に押印がなされている場合にも、自筆証書遺言の要件を満たすものと解する。封印についても押印の要件を満たすものと解している。すなわち、遺言内容が記載された書面の文面上には遺言者の署名のみがあり押印を欠くものの、二枚からなる書面の一枚目と二枚目に跨り遺言者の契印がされている遺言について、自筆証書遺言として有効とし（前掲東京地判平成28年3月25日前掲①判決）、また、遺言書本文には遺言者の押印を欠いているが、遺言書本文の入れられた封筒の封じ目に押印がなされている場合にも、自筆証書遺言の押印の要件を満たすものと、解している（前掲最判平成6年6月24日＝②判決）⁽⁹⁾。

もっとも、遺言書本文に遺言者の署名・押印はないが、封筒には、表に「遺言書」と記載され、裏面に遺言者の氏名が記載され、名下の印影が顕出されており、遺言者が本件封筒に署名して押印し、かつ、本件文書と本件封筒が一体のものとして作成されたと認めることができるのであれば、本件遺言は、遺言者の自筆証書遺言として有効なものとして認め得る余地があるが、検認の当時、本件封筒が既に開封されていた等の事情を考慮すると、本件文書は遺言者の署名及び押印のいずれをも欠いており、本件遺言は、民法968条1項所定の方式を欠くもので無効である、とした事例もある（前掲東京高判平成18年10月25日＝③判決）。

つぎに、押印の種類については、日本に帰化してまもない外国人が自筆証書遺言を作成した場合には、遺言者の生活様式等の事情を考慮して、日常生活で印章を用いないライフスタイルを採っている等の事情があれば、押印の代わりにサインを用いて自筆証書遺言を作成しても、例外的に自筆証書遺言の要件を満たすので、その自筆証書遺言は有効である、とする（前掲最判昭和49年12月24日＝④判決）。

また、自筆証書遺言の押印として拇印が使われた場合の遺言の効力については、実印による押印が要件とされていない文書については、通常、文書作成者の指印があれば印章による押印があるのと同等の意義を認めている我が国の慣行ないし法意識に照らすと、文書の完成を担保する機能においても欠

けるところがないばかりでなく、必要以上に遺言の方式を厳格に解するとき、かえって遺言者の真意の実を阻害するおそれがある、としてこれを肯定する（前掲最判平成1年2月16日＝⑤判決）。

しかし、他方で、遺言者が押印に代えて遺言者の署名と片仮名を崩したサイン様なものを末尾に付した自筆証書遺言が民法968条1項の要件を満たさないと判断した事例もある（東京地判平成25年10月24日＝⑧判決）。

裁判所は、「被告は、本件サイン等が「押印」と同等の意義を有するので、本件書面は、自筆証書遺言の「押印」の要件を充足すると主張するが、民法968条1項が自筆証書遺言の方式として自書のほか押印を要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解されるところ、いまだ我が国においては、重要な文書について、押印に代えて本件サイン等のような略号を記載することによって文書の作成を完結させるという慣行や法意識が定着しているとは認められない。」として、自筆証書遺言の押印の要件を欠く、と判示した⁽¹⁰⁾。

以上のように判例は、概ね押印の場所や種類については、要式を広く解する傾向にあるといえよう。

(3) 押印に関する学説

既述のように、判例が自筆証書遺言の要件のうち、押印についてその場所や種類の要式を緩和する立場を採っていることについては、学説も概ね支持している⁽¹¹⁾。

もっとも、学説の中には押印そのものを自筆証書遺言の要件として不要とする説もあるが⁽¹²⁾、立法論としてはともかく、解釈論としては、民法968条1項が押印を要件として規定している以上、無理があるように思われる⁽¹³⁾。

しかし、押印を遺言の効力発生要件とせずに、押印を欠いても当然には遺言を無効としない、とする説もある⁽¹⁴⁾。また、民法968条1項の自筆証書遺言の要件のうち、押印の役割については、全文・日付・署名とは異なり、全文・日付・署名は、遺言を成立させるための意思表示の成立要件であるので、これらが明記されていれば遺言は一応成立する。押印は意思表示自体の

構成要素ではなく、意思表示が終局的で正式のものであったかどうかを判断するための「外在的な補強要素」でしかなく、絶対要件ではない、として押印を他の要件の補足的要件と捉える説もある⁽¹⁵⁾。

さらに、押印については印章の種類に制限がないことをもとに、押印も自書と同様に、遺言者の同一性および真意を確認するための手段である。しかし、使用すべき印章には何の制限もないから、三文判でもよい。そうだとすると、氏名を自書すること（署名）に加えて押印を要求する合理性は疑わしい。慣習にその根拠があるが、クレジットカードの普及などにより、日本でも署名の重要性が高まるとともに押印の比重は低下している。余り厳格な要件と解すべきではない、とする説もある⁽¹⁶⁾。

このように、学説も基本的には判例と同様に、押印についても他の要件と同様に、要式性を緩和するという点では同じ方向性にあると言えるが、ただ、前掲最判昭和49年12月24日＝④判決のように押印を不要とするような特段の事情をどこまで拡大するのかについての判断基準は必ずしも明確ではないように思われる。

3. 花押に関する判例・学説

(1) 花押に関する判例

いわゆる花押を書くことで民法968条1項の自筆証書遺言の押印の要件を満たすかについて判例は分かれている、以下においては、それぞれの判例の理由等について見ることにする。

①肯定判例

まず、アルファベット二文字を組み合わせた形象が花押といえるかについて判断した事例がある（東京地判平成18年6月23日LLI/DB判例秘書搭載＝⑥判決）。

事案はこうである。亡父Aと次男Yとの間において締結されたとする土地建物等の死因贈与について、同契約は、亡父Aには贈与する意思が存しなかったか若しくはその意思表示には瑕疵が存していたから、その効力を有しない。又は同贈与は後に作成された亡父の自筆証書遺言に抵触するので、撤回されたなどとして、長男Xが次男Y及びその余の兄弟姉妹（Yら）を被告として、

前記死因贈与契約の無効確認を求めた。

これに対して東京地裁は、「民法968条1項が、自筆証書遺言の方式として自書のほか押印を要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保すると共に、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解されるところ、指印についても、自筆証書遺言において、押印と同様の機能を有するものとされ、同条項にいう押印としては、指印をもって足りると解されている（最高裁判所平成元年2月16日第一小法廷判決）。被告らは、第2遺言書の自署の下に記載されているのはAの花押であるから、同遺言書は、自筆証書遺言としての方式を充足して有効であると主張する。

そこで、まず、押印に代えて花押を記載することによって、自筆証書遺言の方式が充足されるか、仮に、これが肯定されるとして、同遺言書に記載された形象が、花押と認められるか否かを検討する。

花押とは、一般に、署名の下に書く判のことで、書き判と称されるものである。当初、楷書体で自署したものが、次第に草書体で書かれるようになり、さらにこれを様式化したものが花押といわれる。花押の機能としては、当該文書が確実に作成者によって書かれたものであることを証明することにあるとされる。また、花押が署名の下に記載されることにより、当該文書の作成を完結させる意義も併せ有するものと解される。

そうすると、花押についても、我が国古来の慣行に照らし、その機能が当該文書が確実に当該作成者によって書かれたものであること、これの記載が文書の作成を完結させることにあるとされることなどの事実にかんがみると、花押を指印に準ずるものと解しても妨げないと考えられる。しかし、花押を指印に準ずるものとして、押印について花押をもって足りると解することが可能であるとしても、当該花押が押印とされるためには、当該花押の記載のみならず、これを記載した遺言者の合理的意思を解釈することが必要な場合があることは、いうまでもないところである。」と判示した。

② 否定判例

しかし、花押そのものが押印の要件を満たすか否かについて、最高裁判所として初めて判断した事例においては、これを否定する（最判平成28年6月3日民集70巻5号1263頁、判例タイムズ1428号31頁、金融・商事判例1501号8頁＝⑦判決）。⁽¹⁷⁾

事案はこうである。X（被上告人）とYら（上告人）は、亡Aの子であるが、Aは平成15年5月6日付けで、遺言書を作成した。その内容は、「家督及び財産はXを家督相続人として家を承継させる」という記載を含む全文と日付及び氏名を自書し、その名下にいわゆる花押を書いたものであるが、印章による押印はなかった。Aは平成15年7月12日に死亡した。Aはその死亡時に、本件土地を所有していた。Xは本件土地について主的に本件遺言書による遺言によってAから遺贈を受けたと主張し、予備的にAとの間で死因贈与契約が締結されたと主張して、Yらに対して所有権に基づき、所有権移転登記手続を求めた。

1・2審はXの請求を認容し、花押も押印として民法968条1項の要件を満たすと判断した。その理由は、花押は、文書の作成の真正を担保する役割を担い、印章としての役割も認められており、花押を用いることによって遺言者の同一性及び真意の確保が妨げられるとはいえない。そのような花押の一般的な役割に、家及びAによる花押の使用状況や本件遺言書におけるAの花押の形状等を合わせて考えると、Aによる花押をもって押印として足りると解したとしても、本件遺言書におけるAの真意の確保に欠けるとはいえない。したがって、本件遺言書におけるAの花押は、民法968条1項の押印の要件を満たす。」からであるとした。これに対してYらが上告した。

これに対して最高裁判所は、原審を破棄し、差戻した。その理由は、「花押を書くことは、印章による押印とは異なるから、民法968条1項の押印の要件を満たすものであると直ちにいうことはできない。

そして、民法968条1項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書のほかに、押印をも要するとした趣旨は、遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成

を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解されるところ、我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難い。

以上によれば、花押を書くことは、印章による押印と同視することはできず、民法968条1項の押印の要件を満たさないというべきである。」として、花押は押印と同視することはできず、民法968条1項の押印の要件を満たさない、と判示した。

(2) 花押に関する学説

花押を押印として認めるか否かについては、以前はこれを否定する説もあったが、現在はこれを肯定する説が多数を占める。以下においては、それぞれの理由づけを概観しておく。

まず、否定説であるが、明治民法下においては、捺印（印影の押捺）が自筆証書遺言の要件であったが、拇印や花押は捺印と同視することはできない、としてその効力を否定していた⁽¹⁸⁾。

また、近時の否定説は、花押は押印の持つ二つの機能のうち、遺言者の同一性及び真意を確保する機能は有するが、重要な文書の完成を完結させる機能を満たしているとは必ずしもいえないのではないかと、として花押の押印としての効力を否定する⁽¹⁹⁾。

これに対して、花押は印でないと考えられる節もないではないが、筆者の同一性を確認するという上では、認印などより遥かに個性的であり、強いて無効視する必要はなかろう、としてこれを肯定する説や⁽²⁰⁾、判例・学説が自筆証書遺言の要件緩和の方向に向いていることや、花押はわが国古来の慣行上印鑑ないしはそれと同様の役割を果たしてきたことから、拇印や花押も有効とみるべきである、とする説もある⁽²¹⁾。

4. 若干の考察

(1) 以上のように、民法968条1項所定の自筆証書遺言の要件のうち、印鑑の種類および押印の場所について判例は、様式を緩和している。たとえば、遺言内容が記載された書面の文面上には遺言者の署名のみがあり押印を欠くも

の、二枚からなる書面の一枚目と二枚目にまたがり遺言者の契印がされている遺言について、自筆証書遺言として有効とし（東京地裁前掲①判決）、また、遺言書本文には遺言者の押印を欠いているが、遺言書本文の入れられた封筒の封じ目に押印がなされている場合にも、自筆証書遺言の押印の要件を満たすものと、解している（最判前掲②判決）。その理由は、①民法968条1項が押印を要するとした趣旨が、遺言全文の自書と相まって遺言者の同一性及び真意を確保すること。②重要な文書については作成者が署名しその下に押印することで文書の作成を完結させるという、我が国の慣行ないし法意識に照らして、文書の完成を担保するところにある、とする。したがって、遺言者の同一性及び真意を確保するという趣旨を損なわない限り、押印の位置は必ずしも署名下であることを要せず、遺言書の入った封筒の封じ目や2枚綴りの遺言書の1枚目と2枚目に押した契印でも押印の要件を満たす、とする（最判前掲②判決）。

一方、判例は自筆証書遺言の要件である遺言者による全文、日付及び氏名の自書の要件についても緩和する傾向にあると言うことができる。たとえば、全文の自書については、日本語に限定せずに英文でも有効とする（最判前掲④判決）。なお、この事案においては、英文の自筆証書遺言書に遺言者の署名は存するが押印が欠けており、遺言者が遺言書作成の約1年9ヶ月前に日本に帰化した白系ロシア人で、約40年間日本に居住していたが、主としてロシア語又は英語を使用し、日本語はかたことを話すにすぎず、交際相手は少数の日本人を除いてヨーロッパ人に限られ、日常の生活もまたヨーロッパの様式に従い、印章を使用するのは官庁に提出する書類等特に先方から押印を要求されるものに限られていた等の事情があった。かかる場合には、遺言者の生活様式等の事情を考慮し、日常生活で印章を用いないライフスタイルを採っている等の事情があれば、押印の代わりにサインを用いて自筆証書遺言を作成しても、例外的に自筆証書遺言の要件を満たす場合がある旨判示した（最判前掲②判決）。

また、押印の種類についても、押印として拇印が使われた場合にも、実印による押印が要件とされていない文書については、通常、文書作成者の指印があれば印章による押印があるのと同等の意義を認めている我が国の慣行な

いし法意識に照らし、文書の完成を担保する機能を欠くものでない、としてこれを肯定する（最判前掲⑤判決）。

(2) ところが、押印の種類のうち、花押については判断が分かれる。すなわち、前掲⑥判決は、花押を署名下に書く判のことで、書き判と称されると位置づけたうえで、花押の機能を①当該文書が確実に作成者によって書かれたものであることを証明するものであり、②花押が署名の下に記載されることにより、当該文書の作成を完結させる意義も併せ有するものとする。そして、これらの事実にかんがみると、花押を指印に準ずるものと解しても妨げないとする。

しかし、前掲最判⑦判決は、民法968条1項が、自筆証書遺言の方式として、遺言の全文、日付及び氏名の自書のほかに、押印をも要するとした趣旨は、①遺言の全文等の自書とあいまって遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、②重要な文書については作成者が署名した上その名下に押印することによって文書の作成を完結させるという我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにある、とする。我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存するものとは認め難いので、花押を書くことは、印章による押印と同視することはできず、押印の要件を満たさない、と判示している⁽²²⁾。

ところで、花押は前掲⑥判決や前掲⑦判決の1・2審で指摘するように、我が国で古くから印章として用いられ、その機能は、文書の作成の真正を担保する役割を担い、花押の記載は文書の作成を完結させることにある⁽²³⁾。

確かに現在において、役所に提出する書類や契約書等の重要な書類に花押が用いられることは少ないと思われるが、現在においても、たとえば政府の閣議における閣僚署名は、慣習的に花押で行うことになっており、また、前掲⑦判決の事案のように、昔の士族や豪族等の末裔の中には、現在においても自身の印章として花押を使用している者もいるのである。したがって、花押が今日において全く使用されていないということはないと言えよう。

民法968条1項の自筆証書遺言の要件が厳格に規定されているのは、遺言の効力が生じるときには遺言者が生存しないので、遺言者の真意を確保し、偽造・変造を防止するためである、と解されている⁽²⁴⁾。そうであるなら、日常において私的な文書に花押を用いている者が作成した遺言書の名下に花押

が印されていることをもって、真正な遺言書であることが担保されないことではないはずであり、むしろ、遺言者の同一性及び真意を確保する手段としては、認印などより遥かに個性的で信憑性があると言えよう。したがって、現在の我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存しないという一般論で一律に花押の押印としての効力を否定するのは、あまりにも硬直した解釈に過ぎるのではないだろうか。

なぜなら、自筆証書遺言の他の要件、たとえば、遺言者による全文、日付及び氏名の自書の要件のうち、全文については、日本語に限定せず英文でも有効とされる（最判前掲④判決）。さらに、日付についても、日の記載が欠けている遺言書については無効とするが（前掲最判昭和54年5月31日）、年については、西暦や元号が欠けている場合にも有効とされる（前掲大判大正4年7月3日、前掲福岡高判昭和27年2月27日）。さらに、元号の当て字についても、遺言がなされた日が特定されれば、有効とされる（前掲大阪高判昭和60年12月11日）。

そして、押印の場所については、遺言書本文に氏名を自署し、その下に押印するという我が国の慣習にとらわれることなく、封筒の裏に押されていても有効とされる（前掲静岡地浜松支部判）。また、病床にある者の依頼で他人がその面前で押印した場合にも有効とされる（前掲大判昭和6年7月10日）。

また、印鑑の種類についても、実印である必要はなく、三文判や拇印でも遺言者の同一性および真意を確保することができるのであれば、有効とされる（前掲最判平成1年2月16日）。

さらに、日常生活もヨーロッパの様式で、印章を使用するのは官庁に提出する書類等特に先方から押印を要求されるものに限られていた等の事情がある場合には、遺言者の生活様式等の事情を考慮して、押印の代わりにサインを用いて自筆証書遺言を作成しても、例外的に自筆証書遺言の要件を満たす、とする判決もある（最判前掲②判決）。これは、生活様式によっては自筆証書遺言の押印の要件をサインで足りるとするものであり、実質的に押印がなくても自筆証書遺言の有効性を認めるものである。

思うに、サインでも遺言者の同一性及び真意を確保することができるので

あれば、花押によってもそれはできるように思われる。なぜなら、花押は、それを用いる人によってその型は異なり、その人が書いたかどうかは普段から使用していればすぐに判るので、同一性や真意がそこから確保されるからである。

しかし、判例は花押については、我が国において、印章による押印に代えて花押を書くことによって文書を完成させるという慣行ないし法意識が存しない、という理由で印章による押印と同視することはできないとする（前掲最判⑦判決）。

既述のように、花押は現在においても押印としての機能を果たしており、これを一律に押印の要件を満たさないと解するのは、実態に合わないように思われる。したがって、日常的に私的な文面に印章に代えて花押を用いているような場合には、例外的にサインと同様に押印の要件を満たすものと解すべきではあるまいか。なぜなら、花押によっても遺言者の同一性および真意を確保することはできるからである。また、そのように解することが自筆証書遺言の各要件を柔軟に解する判例の方向性にも適うように思われる。

脚注

- (1) たとえば、久貴忠彦「遺言の方式」新版注釈民法（28）相続（3）〔補訂版〕74頁、二宮周平・家族法第4版385頁、内田貴・民法IV（補訂版）461頁、川井健・民法概論⑤202頁等。
- (2) 久貴忠彦「普通の方式」新版注釈民法（28）相続（3）〔補訂版〕88頁。
- (3) この判決の評釈としては、池田清治「カーボン複写による自筆証書遺言と自書要件」別冊ジュリスト239号162頁がある。なお、今回の民法改正作業において、民法968条1項の要件緩和も対象となったが、結局、自筆証書遺言の要件のうち、改正されたのは全文の自書のうち、不動産や預貯金等の財産目録についてはパソコン等で作成することが可能になっただけである（大村敦・新基本民法8 149頁参照）。
- (4) 久貴忠彦「普通の方式」新版注釈民法（28）相続（3）〔補訂版〕92～93頁。
- (5) 久貴忠彦「普通の方式」新版注釈民法（28）相続（3）〔補訂版〕101頁。
- (6) 中川善之助・泉久雄・相続法（第四版）法律学全集520頁、久貴忠彦「普

- 通の方式」新版注釈民法（28）相続（3）〔補訂版〕103頁。
- (7) なお、この判決の主な評釈としては、久貴忠彦「判例紹介」民商法雑誌114巻3号140頁、松原正明「自筆証書遺言の方式―押印」別冊ジュリスト225号158頁、棚橋明香「自筆証書遺言の方式―押印」別冊ジュリスト239号160頁、村重慶一「平成17年度主要判例解説」判例タイムズ913号190頁等がある。
- (8) この判決の主な評釈としては、滝沢律代「最三判昭和49年12月24日判例評釈」法学協会雑誌93巻5号205頁がある。
- (9) この判決の主な評釈としては、村重慶一「平成7年度主要民事判例解説」判例タイムズ913号190頁、棚橋明香「自筆証書遺言の方式―押印」別冊ジュリスト239号160頁、久貴前掲「判例紹介」民商法雑誌114巻3号140頁、松原正明「自筆証書遺言の方式―押印」別冊ジュリスト225号158頁等がある。
- (10) この判決の評釈としては、青竹美佳「押印を欠く自筆証書遺言を無効とした事例」金融・商事判例1486号120頁がある。
- (11) たとえば、中川善之助・泉久雄・相続法（第四版）520頁、滝沢律代「最三判昭和49年12月24日判例評釈」法学協会雑誌93巻5号205頁、久貴忠彦「前傾判例紹介」民商法雑誌114巻3号140頁、松原正明「自筆証書遺言の方式―押印」別冊ジュリスト225号158頁、棚橋明香「自筆証書遺言の方式―押印」別冊ジュリスト239号160頁、村重慶一「平成17年度主要判例解説」判例タイムズ913号190頁等参照。
- (12) 近藤栄吉・判例遺言法（有斐閣）48頁以下参照。
- (13) 同様に解するものとして、滝沢前掲評釈209頁、中川善之助・泉久雄・前掲相続法（第四版）520頁、村重前掲解説191頁、林脇トシ子「判例批評」ジュリスト620号135頁等がある。たとえば、中川・泉・前掲相続法（第四版）520頁は、自署さえあれば、押印はなくてもいい、というところまでくると、民法に「印を押さなければならない」という明文のある以上（968条1項）、よほど特別の事情のない限り、賛成できない、とする。
- (14) 谷口知平「最三判昭和49年12月24日判例評釈」民商法雑誌73巻3号103頁。
- (15) 伊藤昌司「指印による自筆証書遺言の効力」金融法務事情1212号7頁。

- (16) 内田貴・民法Ⅳ（補訂版）親族・相続465頁参照。
- (17) もっとも、この判決の原審および第1審は、花押も押印として民法968条1項の要件を満たすと判断している。その理由は、①花押が文書の作成の真正を担保する役割を担っていること。②花押が印章としての役割も認められていること。③花押を用いることによって遺言者の同一性及び真意の確保が妨げられないこと、を挙げ、そのような花押の一般的な役割に、家及び遺言者による花押の使用状況や本件遺言書における遺言者の花押の形状等を合わせて考えると、遺言者による花押をもって押印として足りると解したとしても、本件遺言書における遺言者の真意の確保に欠けるとはいえない、と判示している。

なお、この判決の主な評釈としては、中野裕朗「自筆証書遺言の押印要件が花押を書くことによって認められるか」法学協会雑誌135巻1号203頁、松浦聖子「花押は民法968条1項の定める押印にあたるか」法学セミナー747号122頁、合田篤子「花押を書くことは民法968条1項の押印の要件を満たさないとした事例」新判例解説Watch(法学セミナー増刊)20号133頁、岩藤美智子「印章による押印をせず花押を書いた遺言の有効性」判例セレクトMonthly法学教室433号155頁、平田厚「いわゆる花押を書くことと民法968条1項の押印の要件」民商法雑誌153巻2号289頁、富上智子「いわゆる花押を書くことと民法968条1項の押印の要件」ジュリスト1511号97頁、本山敦「いわゆる花押が自筆証書遺言に書かれていた場合に、これを民法968条1項の押印と同視することができるか」金融・商事判例1505号2頁、浦野由紀子「いわゆる花押を書くことと民法968条1項の押印の要件」私法判例リマークス55号58頁等がある。

- (18) たとえば、牧野菊之助・日本相続法論全（第五版）428頁参照。
- (19) 平田厚「いわゆる花押を書くことと民法968条1項の押印の要件」民商法雑誌153巻2号289頁。
- (20) 中川善之助・泉久雄・相続法（第四版）520頁。
- (21) 久貴忠彦「普通の方式」新版注釈民法（28）相続（3）〔補訂版〕102～103頁。
- (22) 前掲東京地判平成28年3月25日。

- (23) そもそも、花押とは、署名の下に書く判で、書判ともいい、中世には判・判形と称した。我が国における花押は、初めは名を楷書体で自署したが、次第に草書体にくずした署名となり、それを極端に形様化したものである。明治時代になって花押の使用頻度は極端に減ったが、現在でも政府の閣議における閣僚署名は、花押で行うことが慣習となっている（新村出編・広辞苑（第六版）2008頁）。
- (24) たとえば、久貴忠彦「遺言の方式」新版注釈民法（28）相続（3）〔補訂版〕74頁参照。